

施設入所利用料金表（令和 6 年 10 月 1 日現在）

1. 介護保険内費用(利用者負担 1 割の場合)

(1) 基本負担額

	基本型個室	多床室
要介護 1	788 円/日	871 円/日
要介護 2	863 円/日	947 円/日
要介護 3	928 円/日	1,014 円/日
要介護 4	985 円/日	1,072 円/日
要介護 5	1,040 円/日	1,125 円/日

(2) 加算内容

初期加算(Ⅰ)	急性期医療を担う医療機関の一般病棟への入院後 30 日以内に退院し、施設に入所した場合	60 円/日
初期加算(Ⅱ)	入所した日から起算して 30 日以内に限り加算	30 円/日
安全対策体制加算	施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。	20 円/回 (入所時)
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	入所者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の心身の状況等の基本的な情報並びに疾病、服薬の状況等情報提出を行うこと。	60 円/月
自立支援促進加算	医師が入所者ごとに、施設入所時に自立支援に係る医学的評価を行うとともに、定期的に専門職が共同で支援計画を作成。3 ヶ月に 1 回見直しし、情報を厚生労働省に提出し活用していること	300 円/月
協力医療機関連携加算	協力医療機関との間で情報共有しながらスムーズな入退院連携を図る為の体制が構築できること	100 円/月 (～令和 7 年 3 月)
		50 円/月 (令和 7 年 4 月～)
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	在宅復帰・在宅療養支援等指標項目(在宅復帰率、ベッド回転率等の 10 項目)の実績が 70 ポイント以上地域に貢献する活動を行っていること	51 円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護福祉士が 80%以上配置されていることまたは勤続 10 年以上介護福祉士 35%以上	22 円/日
夜勤職員配置加算	夜勤を行う介護職員または看護職員の数が最低基準より 1 以上、上回っている	24 円/日
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	第二種協力指定医療機関との間で、新興感染症発生時の対応を行う体制を確保していること。協力医療機関等との間で新興感染症以外の感染症発生時等の対応を取り決めると共に、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること。診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に 1 年 1 回以上参加していること。	10 円/月

介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(基本負担額+上記該当加算分)×4.4%	
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合	450 円/回
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合。	480 円/回
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	入所日から3カ月以内に集中的にリハビリを行った場合。入所時及び1月に1回以上ADLの評価を行い、情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてリハビリテーション計画を見直した場合	258 円/日
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	入所日から3カ月以内に集中的にリハビリを行った場合	200 円/日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	認知症の方に入所日から3カ月以内に集中的にリハビリテーションを行った場合 入所者が退所後生活する居宅又は社会福祉施設等を訪問し、把握した生活環境を踏まえたリハビリテーション計画を作成していること	240 円/日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	認知症の方に入所日から3カ月以内に集中的にリハビリテーションを行った場合	120 円/日
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	入所者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、入所時及び3カ月に1回評価を行う。 上記の評価結果、医師・看護師・介護職員・管理栄養士・介護支援専門員が協働して褥瘡ケア計画を作成、状態についての記録・見直しを行う。	3 円/月
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	上記(Ⅰ)に加え、施設入所時に褥瘡の発生するリスクがあるとされた者について褥瘡の発生がないこと。	13 円/月
排せつ支援加算(Ⅰ)	入所者ごとに要介護状態の軽減の見込みについて、入所時及び3カ月に1回評価を行い、評価結果から医師・看護師・介護支援専門員等が共同して排泄支援に係る支援計画を作成・実施していること。	10 円/月
排せつ支援加算(Ⅱ)	上記(Ⅰ)に加え、入所時と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれも悪化がない、もしくは、おむつ使用から使用なしに改善していること。	15 円/月
排せつ支援加算(Ⅲ)	上記(Ⅰ)に加え、入所時と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれも悪化もなくかつ、おむつ使用から使用なしに改善していること。	20 円/月
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)	入所者ごとのリハビリテーション実施計画書の作成、実施、評価、見直し、改善を行うこと。 ※(Ⅰ)(Ⅱ)の併算定は不可	33 円/月
所定疾患施設療養費(Ⅰ)	月1回連続する7日を限度とし、肺炎、尿路感染症、带状疱疹及び蜂窩織炎、慢性心不全の増悪に対する検査、投薬、注射、処置等を行った場合	239 円/日

所定疾患施設療養費(Ⅱ)	月 1 回連続する10 日を限度とし、肺炎、尿路感染症、帯状疱疹及び蜂窩織炎、慢性心不全の増悪に対する検査、投薬、注射、処置等を行った場合		480 円/日
緊急時治療管理	容態が急変し緊急的に処置を行った場合		518 円/日
ターミナルケア加算	医師が家族の同意を得てターミナルケアを行った場合	死亡日以前 31 日以上 45 日以下	72 円/日
		死亡日以前 4 日以上 30 日以下	160 円/日
		死亡日以前 2 日又は 3 日	910 円/日
		死亡日	1,900 円/日
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)イ	入所後 1 カ月以内に、状況に応じて入所者の主治医に対して処方の内容を変更する可能性があることについて説明・同意(報告書)を得ていること。 入所前の主治医と連携して薬剤を評価・調整した場合 入所前に 6 種類以上の内服薬が処方されている方を対象とする		140 円/回 (退所時)
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)ロ	(Ⅰ)イの要件に適合しており、施設において薬剤を評価・調整した場合		70 円/回 (退所時)
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)	(Ⅰ)イ、又はロを算定しており、服薬情報等を厚生労働省に提出し、活用している場合		240 円/回 (退所時)
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)	上記(Ⅱ)を算定しており、入所中・と比べて、退所時に 1 種類以上減薬している場合 ※1 人につき 1 回を限度とし、退所時に加算		100 円/回 (退所時)
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画を作成し、月 2 回以上口腔ケアを行った場合		90 円/月
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	上記(Ⅰ)に加え、口腔衛生等の管理に係る情報を厚生労働省に提出し必要な情報を活用した場合		110 円/月
療養食加算(1 食)	療養食の提供が必要な場合		6 円/食
経口維持加算(Ⅰ)	経口により食事を摂取される方で、嚥下困難が認められる入所者に対して医師又は歯科医師の指示に基づき医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して栄養管理する為の食事の観察及び会議を行い継続的な食事の摂取を進める為の経口維持計画を作成している場合		400 円/月
経口維持加算(Ⅱ)	経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合で、入所者の経口による継続的な食事摂取を支援する為の食事の観察及び会議に医師・歯科医師・歯科衛生士が加わった場合		100 円/月
経口移行加算	特に嚥下困難が認められる入所者に、経口からの栄養を維持するための管理を実施した場合		28 円/日
再入所時栄養連携加算	医療機関から再入所する際に管理栄養士が医療機関の管理栄養士と連携し栄養計画を策定した場合。(厚生労働大臣が定める特別食を必要とする者を含む) (1 人につき 1 回を限度)		200 円/回
試行的退所時指導加算	退所時の療養指導を行った場合		400 円/日

退所時栄養情報連携加算	厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者に対し、管理栄養士が退所先の医療機関に対して情報を提供した場合。(1月に1回を限度)	70 円/回
入退所前連携加算(Ⅰ)	退所後に利用を希望する居宅介護支援事業所と連携し、入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス等の利用方針を定めた場合(入所時)	600 円/回
入退所前連携加算(Ⅱ)	入所者が退所し、居宅サービス等を利用する場合、入所者の退所に先立ち利用を希望する居宅介護支援事業者に対しての同意を得て、診療状況を示す文書を添えて居宅サービス等に必要な情報を提供するとともに連携して退所後の調整を行った場合(退所時)	400 円/回
退所時情報提供加算(Ⅰ)	居宅に退所した場合かつ、入所者の同意を得て、主治医に情報を提供した場合(1人につき1回限り)	500 円/回
退所時情報提供加算(Ⅱ)	医療機関へ退所した場合かつ、入所者の同意を得て、退所後の医療機関に対し情報を提供した場合(1人につき1回限り)	250 円/回
外泊時費用	外泊時基本料金の代わりに算定される費用	
外泊時費用(在宅サービスを利用する場合)	外泊時に介護保健施設から提供される在宅サービスを利用した場合	

2. 介護保険外費用

(1) 居住費・食費

項目	利用者負担区分	従来型個室	多床室
居 住 費	第1段階	550 円	0 円
	第2段階	550 円	430 円
	第3段階①	1,370 円	430 円
	第3段階②	1,370 円	430 円
	第4段階	1,728 円	437 円
食 費	第1段階	300 円/日	
	第2段階	390 円/日	
	第3段階①	650 円/日	
	第3段階②	1,360 円/日	
	第4段階	1,950 円/日 (朝食 600 円・昼食 600 円・夕食 650 円・おやつ 100 円)	

(2) その他

日常生活費・教養娯楽費	250 円/日
家電持込料	52 円/日
家族介護室使用料	1,080 円/日
口腔衛生用品	実費
理・美容代	実費
検査料他(医療保険適用分)	実費